

「事業報告書等の期限内未提出特定非営利活動法人に対する対応方針について」一部改正の概要

1 趣旨

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法及び高知県特定非営利活動促進法施行条例の規定により、毎事業年度初めの3月以内に事業報告書等、役員名簿等及び定款等を所轄庁に提出しなければならないとされており、提出を怠った法人に対しては、罰則規定や設立の認証の取消し規定が設けられている。

特定非営利活動促進法に定める内容の運用を行うために定めた「事業報告書等の期限内未提出特定非営利活動法人に対する対応方針について」について、改正を行うものである。

2 主な改正点

(1) 代表者に対する電話による督促

- ア 電話による方法のほか、ファクシミリ又は電子メールによる方法を加える。
- イ 代表者に対する1回目の文書による督促後の電話による督促を廃止する。

(2) 代表者に対する文書による督促

- ア 配達記録の取扱いの廃止により、簡易書留郵便に変更する。
- イ 代表者に対する1回目の文書による督促の発送時期を、提出期限から1月経過後から、提出期限から2月経過後に変更する。

(3) 過料事件通知後の手続

過料事件通知後、設立の認証の取消しに至るまでの手続を明記する。

(4) 連絡先不明の法人に対する取扱い

文書が送付できない等、連絡先不明の法人に対する取扱いを定める。